

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	<p>○次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年政令第313号）〔平成26年9月25日公布、同年10月1日施行〕</p> <p>○次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成26年厚生労働省令第115号）〔平成26年9月30日公布、同年10月1日施行〕</p>

【改正の概要】

父子福祉資金貸付金に関する事務の一部を市町に移譲するほか、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

- 1 父子福祉資金貸付金の繰上償還の申出の受付及び当該申出に係る申出書の知事への送付に関する事務等を市町に移譲
- 2 用語の整理

〈改正前〉	〈改正後〉
母子福祉団体	→ 母子・父子福祉団体
母子自立支援員	→ 母子・父子自立支援員
- 3 その他規定整備（政令の題名改正等）

〈改正の対象となる条例〉

	条 例 名	改正理由
第1条	愛媛県事務処理の特例に関する条例	1・3
第2条	愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	2
第3条	愛媛県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	2

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

- 母子・父子福祉団体

配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの福祉又はこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人等の法人をいう。
- 母子・父子自立支援員

知事等から委嘱を受けて、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導等を行う者をいう。